

～手続きの方法～

- 1 宿泊の予約をしたら、宿泊日の3か月前から3日前まで（午前8時30分～午後5時15分）に商工課または桜井支所・南部支所・北部出張所のいずれかに事前申請してください。（申請用紙は、各地区公民館にもあります）

※ご注意ください※

宿泊日の3日前が土・日曜日や祝日、または12月29日から翌年の1月3日までの日の場合は、その直前の休日でない日が申請書の提出期限になります。

- 2 宿泊先で宿泊代金の領収書を受け取ってください。
領収書には、宿泊年月日・人数・施設名・施設住所が必要です。

- 3 宿泊日から3か月以内に、補助金の請求書と宿泊代金の領収書を商工課または桜井支所・南部支所・北部出張所のいずれかに提出してください。

- 4 指定口座に補助金が振り込まれます。



補助金の額が変わります!!

平成16年10月1日以降の宿泊分について、補助金の額を2,000円から1,500円に減額します。

※厳しい財政事情の中で、本市の事業全体の見直しをした結果、上記のとおり減額させていただきます。このことにより見込まれる財源は、市民の日常生活の利便性向上のため、あんくるバス事業の充実などをめざします。

ご注意ください

安城市外の旅行社が取り扱う旅行については、補助の対象外です。

※市民保養事業は、市内の商業振興を図る施策の一つです。

内 容

市は、皆さんが余暇を有効に活用したり、家族のふれあいを深めたりするための保養旅行（補助金以上の宿泊代を支払った場合）に、1年度間（4月～翌年3月）に3泊を限度として、宿泊代金の補助をしています。ただし、1旅程につき2泊を限度とします。
※補助金…1人1泊につき2,000円。なお、10月1日以降宿泊分から1人1泊につき1,500円に変わります。

対 象 者

安城市民が対象です。ただし、市税を滞納している人、3歳未満の人、政治・宗教活動・ビジネス目的の場合は対象外です。

宿泊対象施設

市が指定する保養地区（下表参照）内のホテルや旅館、民宿などの宿泊施設。

保養地区一覧 市町村合併などにより一部変更しました。

	保養地区名	宿泊施設の所在地
愛知県	南知多	知多郡美浜町・南知多町
	蒲郡	蒲郡市
	鳳来	南設楽郡鳳来町
	幡豆	幡豆郡幡豆町・吉良町・一色町
	伊良湖	田原市（旧：渥美郡田原町・赤羽根町）・渥美町
静岡県	熱海	熱海市
	伊東	伊東市
	館山寺	浜松市館山寺町
	土肥中伊豆	伊豆市（旧：土肥町・修善寺町・天城湯ヶ島町・中伊豆町）
三重県	鳥羽	鳥羽市
	湯ノ山	三重郡菟野町
	志摩	志摩郡磯部町・浜島町・志摩町・大王町・阿児町
岐阜県	高山	高山市
	下呂	下呂市（旧：下呂町・萩原町・小坂町・金山町・馬瀬村）
	高鷲	郡上市（旧：高鷲村・白鳥町・明宝村・大和町・八幡町・和良村・美並村）
	奥飛騨	吉城郡上宝村
長野県	諏訪蓼科	諏訪市・茅野市・諏訪郡下諏訪町・北佐久郡立科町
	戸倉上山田	千曲市（旧：更埴市・埴科郡戸倉町・更級郡上山田町）
	王滝	木曽郡王滝村
	昼神	下伊那郡阿智村
	上高地乗鞍	南安曇郡安曇村
石川県	加賀温泉郷	加賀市・小松市・江沼郡山中町
福井県	芦原	あわら市（旧：芦原町・金津町）

安城市民保養事業

心と体のリフレッシュ

＝問い合わせ＝
商 工 課

